

原議保存期間	3年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁少発第41号
平成29年2月28日
警察庁生活安全局少年課長

大学生ボランティアの裾野拡大の一層の推進について(通達)

大学生ボランティアの裾野拡大については、「大学生ボランティアの裾野拡大の一層の推進について(通達)」(平成25年3月5日付け警察庁丁少発第32号)に基づき推進しているところであるが、「非行少年を生まない社会づくり」における重要な取組である「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を今後も継続的かつ効果的に推進するためには、支援対象少年と年齢が近く、少年の心情や行動を理解でき、スポーツ活動、学習支援等の支援活動を積極的かつ効果的に推進することが期待できる大学生ボランティアの裾野拡大を年間を通じて一層推進する必要がある。

特に、卒業や入学により大学生が入れ替わる時期は、大学生ボランティアによる活動に間隙を生じさせないためにも、積極的な募集活動を行う必要がある。

各都道府県警察においては、下記事項に留意の上、確実かつ積極的な募集活動等を推進し、大学生ボランティアの裾野拡大に一層努められたい。

なお、前記通達については廃止する。

記

1 大学等における募集活動の推進

(1) 入学時のオリエンテーション等を活用した募集活動の実施

大学等(短期大学を含む。以下同じ。)の理解と協力を得て、入学時に行われるオリエンテーションやサークルへの勧誘等の機会を活用して新入学生に対する大学生ボランティア(少年の非行防止・健全育成活動に参加する大学院生、大学生及び短期大学生をいう。以下同じ。)の募集活動を実施し、大学生ボランティアの獲得に努めること。

また、新入学生以外の大学生に対しても、学園祭や警察職員の採用説明会等、多くの大学生が集まる機会を捉えて年間を通じた募集活動に努めること。

(2) 募集用ポスター・リーフレットの効果的な活用

警察庁において大学生ボランティア募集用のポスター・リーフレットを作成し、各都道府県警察に送付しているところであるが、大学生ボランティアの募集に当たっては、大学等の協力を得て、ポスターを大学構内の掲示板や大学生が利用する施設等に掲出したり、リーフレットを募集活動時に配布するなど、これらを確実かつ効果的に活用した募集活動に努めること。

(3) 大学生ボランティアによる募集活動の実施

大学生ボランティアの募集を行う上では、現に活動する大学生ボランティアが友人等にやりがいや活動内容等を直接伝えてボランティア活動への参加を働き掛けることも効果的であることから、大学生ボランティアに対し、募集活動への協力依頼に努めること。

なお、募集活動を行う大学生ボランティアに対しては、募集用リーフレットを提供するなど、募集活動が容易かつ効果的に行えるよう配慮すること。

2 大学生ボランティアの確実な委嘱等の実施

真に少年の非行防止・健全育成活動への参加意欲があり、その活躍が期待される大学生に対しては、大学生ボランティアとしての意識付けと継続的な活動参加を図るため、確実な委嘱等に努めること。

なお、大学生ボランティアについて定員制を設けている都道府県警察にあつては、大学生ボランティアの裾野拡大が必要かつ重要であることを踏まえ、定員枠の拡大を図るよう努めるとともに、定員を超える場合には無償で活動することの同意を本人から得るなど必要な措置を講じること。

3 大学等に対するボランティア活動への理解等の促進

大学等に対し、大学生ボランティアの活動内容や社会的な意義等を説明し、活動に対する理解を得るとともに、大学等がボランティア活動を評価の対象としたり、大学生に対しボランティア活動への参加を推奨したりするよう働き掛けに努めること。

4 ボランティア活動の積極的な広報の実施

大学生ボランティアの活動については、自治体等に対し広報紙（誌）への掲載を依頼したり、各都道府県警察において開設しているホームページ等へ掲載したりするなど効果的な広報に努め、大学生ボランティアの活動意欲の向上と地域住民等の大学生ボランティアへの理解の促進に努めること。

5 留意事項

(1) 効果的な活動を行うための研修の実施等

大学生ボランティアとして効果的な活動を行うために必要な知識・技能の習得を図るため、活動開始時はもとより定期的に、少年非行情勢や少年の特性等を踏まえた活動要領等についての研修を実施するよう努めること。また、大学生ボランティアの活動に関する悩みや不安の把握に努め、必要な助言等を行い、憂慮なく活動できるよう配慮すること。

(2) 活動を終了する大学生ボランティアに対する協力依頼等

卒業等により大学生ボランティアとしての活動を終了する者に対しては、感謝状を授与するなどして謝意を示すとともに、少年の非行防止・健全育成に引き続き協力が得られるよう依頼すること。